

会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人甘楽町国際交流振興協会定款第51条第1項及び第2項に基づき、公益財団法人甘楽町国際交流振興協会（以下「協会」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入及び使途に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 協会は、個人会員及び団体会員（以下これらを「会員」と総称する。）をもって構成する。

2 個人会員のうち、地方公共団体の長及び議会の議員の公職にある者は特別会員とする。

(入会)

第3条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を提出するものとする。

(退会)

第4条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出するものとする。

2 会員が次の各号に該当するときは、理事長は退会させることができる。

- (1) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき。
- (2) 協会の会員たるにふさわしくない行為があったとき。

(会費)

第5条 会員は次に掲げる区分により1口以上の会費を納入するものとする。

- (1) 個人会員（特別会員を除く） 年額1口 3,000円
- (2) 団体会員 年額1口 10,000円

2 退会による会費の返金は、原則として行わないものとする。

(会費の使途)

第6条 会費は、当該年度の協会事業に充てるものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。